

税務トピックス

美術品等の減価償却の判定に関する改正案について

(1) 現在の取扱い（基本通達による判断基準）

書画骨とうは、原則として減価償却資産に該当せず、減価償却することができない
⇒書画骨とうとは？

- ①古美術品、古文書等といった歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- ②美術年鑑等に登録されている作者の制作した書画、彫刻、工芸品等

ただし、取得価額が1点20万円（絵画にあっては、号2万円）未満であるものについては減価償却資産と取り扱うことができ、減価償却することができる

(2) 改正案の内容

上記通達の発遺後30年余を経過し、美術品等の多様化や経済状況の変化等によって、この基準により美術品等が減価償却資産かどうかを判断するには、減価償却できる美術品等の範囲がその取引実態と乖離してきていると考えられるため、以下のような改正案が示された。

・著名な作家であっても美術年鑑等に掲載されていない作者が多く存在すること等を踏まえ、上記(1)②の要件を廃止

・市場による一定の評価を得ることができる作者かどうかは、一般に作品の価格が100万円を超えるかどうかで評価されるため、取得価額が1点100万円未満（絵画については、号当たり）のものについては、原則として、減価償却資産に該当

さらに、「時の経過によりその価値の減少することが明らかなもの」については、100万円以上であっても、減価償却資産として取り扱うことができる

(3) 適用時期

法人の場合は平成27年1月1日以後に開始する事業年度、個人の場合は平成27年分以後の年分において有する美術品等について適用します

したがって、以前に取得し現在減価償却しない資産として管理している美術品について、改正後の通達案に従って判定した結果、減価償却資産として償却することが認められる可能性があります。